

国立大学法人東京農工大学奨励奨学金規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学奨励奨学金規程を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>東京農工大学奨励奨学金規程</p> <p>第1条 省 略</p> <p>(奨学金の対象者)</p> <p>第2条 奨学金の対象者は、学業成績、人物共に優秀で次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>一 本学大学院(博士前期課程、修士課程及び専門職学位課程)を修了又は修了見込みの者で、本学大学院博士後期課程又は<u>連合農学研究科博士課程へ入学予定であること。</u></p> <p>二 本学農学部獣医学科を卒業又は卒業見込みの者で、<u>岐阜大学連合獣医学研究科に入学し、本学に配置される予定であること。</u></p> <p>第3条～第9条 省 略</p> <p>附 則 省 略</p>	<p>第1条 省 略(現行どおり)</p> <p>(奨学金の対象者)</p> <p>第2条 奨学金の対象者は、学業成績、人物共に優秀で次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>一 本学大学院(博士前期課程、修士課程及び専門職学位課程)を修了又は修了見込みの者で、本学大学院博士後期課程(<u>生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻にあっては、本学に本籍を置く者に限る。</u>)又は<u>連合農学研究科博士課程へ入学予定であること。</u></p> <p>二 本学農学部獣医学科を卒業又は卒業見込みの者で、<u>本学大学院博士後期課程(生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻にあっては、本学に本籍を置く者に限る。)</u>若しくは<u>連合農学研究科博士課程へ入学予定であること又は岐阜大学連合獣医学研究科に入学し、本学に配置される予定であること。</u></p> <p>第3条～第9条 省 略(現行どおり)</p> <p>附 則 省 略(現行どおり)</p>	

附 則(21規程第39号)

この規程は、平成21年12月21日から施行し、平成22年4月に入学する学生から適用する。